

# 姫路市障害者虐待の防止と 対応に関するガイドライン

平成24年10月

姫路市

## はじめに

虐待防止に関する法律について、児童の分野では「児童虐待の防止等に関する法律」、高齢者の分野では「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が整備されています。

障害の分野においても「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月14日に衆議院、17日に参議院において可決成立し、平成24年10月から施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することがきわめて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

この目的を実現するために、この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等のための責務を課しています。姫路市においては、法施行に向けて「姫路市障害者虐待防止センター」の体制整備や、職員に対する研修を行ってきました。

厚生労働省では、平成24年3月「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（「国マニュアル」）」を、また兵庫県では、8月「兵庫県における障害者虐待の防止と対応（「兵庫県マニュアル」）を作成したところです。姫路市においては、国マニュアルと兵庫県マニュアルの基本的な考え方や仕組みを踏襲しつつも、障害者虐待に対する関係機関の連携強化と、虐待ケースへの支援体制の強化を目的として、「姫路市障害者虐待の防止と対応に関するガイドライン」を作成しました。

姫路市においては、「姫路市障害者福祉計画」及び「姫路市障害福祉計画」において、障害のある人もない人も、共に、充実していきいきとした人生を送ることができる社会（共生社会）づくりと、障害のある人の自立を支援し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。その実現に向けては、障害者虐待の防止は重要な課題の一つと認識しています。

この「姫路市障害者虐待の防止と対応に関するガイドライン」が、各関係機関が障害者虐待に対応するにあたっての、『総合的な対応指針』として活用されるとともに、関係機関による虐待防止ネットワークの整備を検討していくうえでも、積極的に活用されることを期待しています。

終りに、本ガイドラインの策定にあたり多大なるご協力をいただいた姫路市地域自立支援協議会の委員、まもる部会の委員の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年10月 姫路市

## 目 次

I 障害者虐待防止の基本 .....	1
1. 障害者虐待とは .....	2
1 障害者虐待の定義について .....	2
2. 障害者虐待への対応の基本姿勢と留意事項 .....	8
1 障害者虐待対応の基本姿勢 .....	8
2 障害者虐待の判断における基本視点 .....	10
3 障害者虐待支援の留意事項 .....	11
3. 障害者虐待対応における体制の整備 .....	14
1 障害者虐待の未然防止・早期発見の取組み .....	14
2 障害者虐待防止センター .....	14
3 連携協力体制の整備 .....	15
4. 個人情報の取扱い .....	16
1 個人情報に関する法律の規定 .....	16
2 運用上の工夫 .....	17
5. 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等 .....	19
1 地方公共団体の責務 .....	19
2 国民の責務 .....	20
3 保健・医療・福祉等関係者の責務 .....	20
4 市の役割と責務 .....	21
II 養護者による障害者虐待への対応 .....	23
1. 養護者による障害者虐待の防止と対応 .....	24
1 障害者虐待の防止に向けた取組み .....	24
2 障害者虐待の早期発見に向けた取組み .....	25
3 通報・届出の受理 .....	31
4 緊急性の判断と安全確保 .....	34
5 事実確認、訪問調査 .....	37
6 個別ケース会議 .....	42
7 支援・対応の評価 .....	44
8 養護者（家族等）への支援 .....	46
9 モニタリング・虐待対応の終結 .....	48
2. 市の権利行使 .....	50
1 権利行使 .....	50
2 積極的な介入の必要性が高い場合の対応 .....	56
3 その他の障害者支援 .....	60
4 成年後見制度等の活用 .....	60
5 財産上の不当取引による被害の防止 .....	66

III 障害者福祉施設従事者等による	67
1. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応	68
1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に向けた取組み	68
2 通報・届出の受理	71
3 緊急性の判断と安全確保	74
4 事実確認、訪問調査	76
5 個別ケース会議	78
2. 県への報告	79
1 市から県への報告	79
2 社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限の行使	80
3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	83
4 身体拘束に対する考え方	84
IV 使用者による障害者虐待への対応	87
1. 使用者による障害者虐待の防止と対応	88
1 使用者による障害者虐待の防止に向けた取組み	88
2 通報・届出の受理	90
3 緊急性の判断と安全確保	93
4 事実確認、訪問調査	95
5 個別ケース会議	97
2. 県への報告	98
1 市から県への通知	98
V 参考資料	99
1 帳票・記録様式	100
2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	122
3 参考・引用文献	135